

(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)

この申告書は、年末調整済の給与収入のみを有しており、所得税の確定申告書を提出しない方が、地方税法附則第5条の4に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

(注) 次に掲げる場合においては、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日をそれぞれ記載してください。

(1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合

(2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

2 市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

控除の申告を行う年度の最初の日の属する年の前年の所得の内容等について、【給与所得の源泉徴収票(例)】を参考に次のとおり記載してください。

(1) 「①」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉑の金額を記載してください。

(注) 次に掲げる場合で、平成19年以後の居住年に係る住宅借入金等を有するときは、これをなかったものとして計算した金額を記載してください。詳しくはお住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。

(イ) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合

(ロ) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合

(2) 「②」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉒の金額を記載してください。

(3) 「③」欄

【給与所得の源泉徴収票(例)】の㉓の金額を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票(例)】

給与支払報告書(個人別明細書)の表形式。給与所得、控除額、課税所得、住民税額、市町村民税額、道府県民税額、住宅借入金等特別税額控除額、住宅借入金等特別控除額等に関する項目が記載されている。

(4) 「④」欄

「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額(千円未満の端数は切捨て、マイナスの場合は0)を記載してください。

(5) 「⑤」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

Table with 2 columns: ④の金額, ⑤の金額. Rows show tax calculation formulas for different income brackets.

(例) ④の金額が350万円のとき

3,500,000円 × 0.2 - 330,000円 = 370,000円

(6) 「⑥」欄

次の【税額表】により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

Table with 2 columns: ④の金額, ⑥の金額. Rows show tax calculation formulas for different income brackets.

(例) ④の金額が350万円のとき

3,500,000円 × 0.2 - 427,500円 = 272,500円

3 この申告書は控除の申告を行う年度の最初の日の属する年の3月15日(平成22年度の控除の申告を行う場合、平成22年3月15日)まで(市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時まで)に提出されたものを含む。)に、給与所得の源泉徴収票の原本を添付して、当該年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。

記載に当たってご不明な点については、お住まいの市区町村の税務担当課におたずねください。